

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第三課

1. 基本情報

国名：モルディブ共和国（モルディブ）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2022 年 8 月 24 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

モルディブにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状があるため、モルディブ政府の「Strategic Action Plan (2019-2023)」では、行政組織における人材の能力強化を重要課題として指摘している。更に、2022 年 ソーリフ大統領所信表明演説では、学位取得支援プログラムや海外留学のための学生ローン提供等、モルディブ政府が実施中の資金面での支援について言及がある等、モルディブ政府として中核人材育成分野を重視している。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 脆弱性への対応

モルディブは大小 1,190 の環礁島から構成される小島嶼国であり、気候変動による海面上昇や自然災害に対し脆弱であるため、環境配慮・気候変動・防災分野での政策立案能力及び実施能力の向上が求められている。

2) 持続的な経済成長

モルディブ経済は外的要因の影響を大きく受ける観光業が GDP の約 6 割を占める基幹産業であり、中小企業の育成等を通じた産業の多角化が求められているため、経済・産業政策分野での政策立案能力及び実施能力の向上が必要である。

3) 平和と安定の確保

モルディブ政府は「ガバナンスは全ての分野のバックボーン」であるとし、司法や公正な統治能力、地方ガバナンス強化等に取り組んでいる。小島嶼国として、近隣国との関係性の中で司法及び治安維持能力の強化の必要性があるほか、中央政府の全般的な政策立案能力や地方行政の機能強化の重要性も高まっており、政策立案・計画策定能力や事業実施能力等の向上が求められている。

(2) 中核人材育成に関する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け
本事業で対象とする分野「環境配慮・気候変動・防災」、「経済・産業政策」及び

「行政能力向上」は、対モルディブ共和国国別開発方針（2020年4月）の重点分野「地域振興による強靱な経済・社会構造の構築」、「環境・気候変動対策・防災」及び「ガバナンス能力の強化」と合致している。また、ガバナンスに係る課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）のクラスター「公務員及び公共人材の能力強化」と合致することから、我が国の協力方針との整合性が認められる。

さらに、本事業を通じてSDGs（持続可能な開発目標）のゴール4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」、ゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及びゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

（3）他の援助機関の対応

モルディブにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、近隣のマレーシア、インドや中国、豪州の他、世界銀行やアジア開発銀行、国際通貨基金が奨学金事業を実施している。

3. 事業概要

（1）事業目的

モルディブの政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士）を取得する若手行政官等6名

（4）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大6名（修士課程6名）の留学生が、本邦大学院において、モルディブにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第3年次事業として実施するものである。

（5）総事業費

117百万円（概算協力額（日本側）：117百万円、モルディブ国側：0円）

（6）事業実施期間

2022年8月～2026年3月を予定（計44カ月）。

（7）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、モルディブにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、モルディブ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：外務省、高等教育省、公務員委員会、在モルディブ日本国大使館、JICA モルディブ支所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。

また、SDGs グローバルリーダー（長期研修）を通じて環境分野を対象とした人材育成も行っている。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<分類理由>本事業では、ジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。ただし、留学生募集時に、女性の応募勧奨を計画している。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

成功指標		基準値 (2022年実績値)	目標値(2027年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	6
留学生の学位取得率 ¹ (%)		0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ・ 当国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ・ 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ・ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。
- ・ 治安が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画では、受入分野・受入大学等に関し、年度ごとに計画策定をしていたため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。この点を受け、2008年度以降の新方式による本事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定するとともに、4期にわたる受入計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入れを実施するようにしている。

また、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれ

¹ 学位取得率については、4期分の計画(3.(4)事業内容参照)全体における目標値とする。また、「5.(2)外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

る優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

さらに、優秀な人材を獲得すべく、より多くの候補者に応募してもらえるよう、2020年度の募集過程において、JDSの帰国留学生や受入れ大学教員が参加し体験談を共有するオンラインセミナーを開催したところ、応募者数が前年度比で約45%増加したことから、今後もこのような取組を継続する予定である。

7. 評価結果

本事業は、モルディブの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、若手行政官の育成を通じて、開発課題である「環境配慮・気候変動・防災」、「経済・産業政策」、「行政能力向上」の分野における政府の政策立案能力、政策実施能力の向上に資するものであり、SDGsのゴール4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」、ゴール8「働きがいも経済成長も」及びゴール13「気候変動に具体的な対策を」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度の調査を行い、取りまとめる。

以 上